

一般社団法人福井県トラック協会

トラック総合研修会館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、福井県トラック総合研修会館（以下「会館」という）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 会館は一般社団法人福井県トラック協会（以下「協会」という）の会員とその従業員の教育研修、福利増進等の利用に供するものとする。

2 施設に余裕があるときは、前項以外の利用を認めることができる。

(会館の利用)

第3条 会館の利用は、原則として会館施設内で協会が運営する事業が行われている場合は、同時に利用することができない。

2 利用時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。但し、事前に協会の許可を得ていれば、これを超える時間で利用できるものとし、最終時間を午後9時までとする。

3 会館の備品を借用するときは、事前に申し出なければならない。

(会館の利用料)

第4条 会館の利用料は、協会の会員が利用する場合は、原則として無料とする。

2 協会の会員外の者が利用する場合は、別表のとおりとする。

(利用の申し込み)

第5条 会館を利用とする者は、利用期日5日前までに所定の利用申込書（様式1号）と誓約書（様式2号）に必要事項記載のうえ、協会に提出するものとする。

2 利用申込書を受理した時は、協会は速やかにその適否を決定し、利用申込書の承認欄に押印のうえ、これを交付しなければならない。

3 利用承認の順位は原則として申し込み順とし、その他利用目的等を勘案し決定するものとする。

4 利用料を納入したときは、領収書を発行する。

(利用の取消、変更)

第6条 利用承認を受けた者がその利用を取消し、又は変更しようとするときは、

速やかに協会に申し出なければならない。

2 正当な手続きによらないで、利用の変更、利用の転貸は認めないものとする。

(利用者の心得)

第7条 次に該当すると認めるときは、利用中といえども承認を取消し、又は利用を中止し、制限あるいは退館させることができる。

- (1) 利用承認書を携行しないとき。
- (2) 公安又は風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- (3) 飲酒、放歌など他人に迷惑になるような行為、又は言動があると認めるとき。
- (4) 施設、器具、備品を故意に破損し、又は持ち出そうとしたとき。
- (5) 協会職員の指示に従わないとき。
- (6) その他、管理に著しく支障があると認められたとき。

(禁止行為)

第8条 承認を得ていない物品や刊行物の販売、陳列、寄付行為および催物以外の掲示広告などの宣伝は一切認めないものとする

(施設、備品類破損等の弁償)

第9条 利用者が故意又は重大な過失によって、建物、施設及び備品類を破損、汚損したときは、その損害の限度において、その利用者と使用申込責任者は連帯してこれを弁償しなければならない。

(減免)

第10条 次の場合、利用料を減免することができる。

- (1) 協会運営に関する関係機関の利用。
- (2) 協会会長が減免の必要があると認めるとき。

(その他)

第11条 本規程に定めのない事項は、会長の判断によるものとする。

附 則

1. この規程は平成6年11月8日から実施する。
2. 本規程は、一般社団法人福井県トラック協会設立の登記の日（平成25年4月1日）より実施する。（平成25年3月28日理事会決議）